平成２１年（フ）第２３２２号
福岡県大野城市白木原４丁目11番９号　西村荘101号
債務者　山本みゆき（旧姓林）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３２４号
福岡県宗像市東郷１丁目６番12―205号
債務者　原　　光子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３４０号
福岡市東区西戸崎４丁目８番22号
債務者　奥田登紀子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３４８号
福岡市博多区板付６丁目９番16号
債務者　西森　智子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３４９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈352番地朝日２団地102号
債務者　古賀　順子（旧姓江郷）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３５１号
福岡市西区姪の浜３丁目３番10―204号
債務者　末永　明美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３６９号
福岡県大野城市白木原２丁目５番18号
債務者　横尾　静子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３７６号
福岡市西区姪の浜６丁目８番29号
債務者　矢庭　美幸
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３７７号
福岡市城南区長尾５丁目13―10―303号
債務者　森　さなえ
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３７８号
福岡市城南区長尾５丁目13―10―303号
債務者　森　ひろみ
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３８０号
福岡市城南区田島２丁目９番11号
債務者　松石　晴美（旧姓日隈）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３８２号
福岡県筑紫野市美しが丘北２丁目２番地５コモンシティ美しが丘北Ａ102号
債務者　北崎　　治
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３９１号
福岡市東区蒲田２丁目13番29号
債務者　嘉茂　希人
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３９２号
福岡市東区蒲田２丁目13番29号
債務者　嘉茂　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３９６号
福岡県大野城市大城２丁目21番17号
債務者　久田　康子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３９８号
福岡市中央区薬院２丁目11番22―1002号
債務者　釣谷　　翼
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４０１号
福岡県筑紫野市天拝坂１丁目12番地２
債務者　川添　望恵（旧姓尾方）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４０３号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代965番地18コリーナ・ベルデＶ103号
債務者　西山　益美（旧姓藤木）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部